

令和 5 年度 業務報告

1 審理案件の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求

事案番号	要求事項	要求 年月日	審査 回数	完結 年月日	完結 形態
---	契約時点の業務内容を復活することにより当初の勤務条件を履行すること。 謝罪し、本件の疑念を晴らし、はじめをつけさせたい。	R5.7.6	---	R5.11.17	却下
					※補正要求に応じなかったため
令和 5 年 (措)第 1 号	ハラスメント処理委員会の運営について、改めて適正化を図りつつ、遅滞なく調査・審議することを求める。 文面及び口頭での謝罪、懲戒処分指針の改正、適切な懲戒処分、適切な配慮の徹底を求める。	R5.9.13	7 回	係属中	
令和 6 年 (措)第 1 号	令和 4 年度分の人事評価結果について不適正な結果であるため、是正対応を求める。	R6.1.4	3 回	係属中	

(2) 不利益処分に対する審査請求

事件番号	請求内容	請求 年月日	審査 回数	完結 年月日	完結 形態
---	分限休職処分の取り消し	R5.1.24	---	R5.7.31	却下
					※補正要求に応じなかったため

(3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償審査請求 0 件

(4) 職員の苦情の処理（苦情相談） 11 件

2 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条第 1 項の規定により公平委員会に登録を申請することができます。この規定に基づく令和 6 年 3 月 31 日現在の登録職員団体数は 27 団体です。

また、登録職員団体が規約の改正、役員を選任・解任等を行ったときは、地方公務員法第 53 条第 9 項の規定により公平委員会に届け出ることが義務づけられています。この規定に基づき令和 5 年度に届け出を行った職員団体は 18 団体で、すべて受理されました。

3 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第 52 条第 3 項で、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することはできない旨規定されており、同条第 4 項では、その管理職員等の範囲を公平委員会で定めることと規定しています。

当公平委員会では、これに基づき「管理職員等の範囲を定める規則」を制定しており、同規則第 3 条には、関係団体の長はこの範囲に変更があったときはすみやかにその旨を当委員会に報告しなければならない旨の規定があります。

この規定に基づく関係団体からの報告等により、令和 5 年度は 3 団体について規則の一部改正を行いました。